

(根) 抵当権設定登記 (及び追加設定)

義務者 (不動産所有者)	権利者 (金融機関等)
1. 権利証 (又は登記識別情報) 2. 印鑑証明書 3. 委任状 (実印) 4. 資格証明書又は会社謄本 (所有者が会社の場合)	1. 設定契約書 (又は登記原因証明情報) 2. 委任状 3. 資格証明書又は会社謄本 追加設定では既存の担保物件の わかる登記簿謄本 (共同担保目録 付) 又は原契約書の写しを用意して ください
<p>会社が他の会社の債務につき又は取締役個人の債務につき、担保提供する時は、利益相反により議事録 (印鑑証明書付) が必要となる場合があります。 ~ 当事務所に相談してください。</p> <p>所有者の中に未成年者がいる場合で、債務者が親権者の場合は、利益相反となり、特別代理人の選任が家庭裁判所で必要となります。 ~ 当事務所に相談してください。</p> <p>管轄法務局が2カ所以上にまたがって担保権を設定する場合 (例えば、本社物件と、工場物件) は、管轄ごとに印鑑証明書の原本が必要となりました。この印鑑証明書は原本還付できません。上の例では、印鑑証明書は2通必要になります。</p>	
登録免許税	債権額 (極度額の1,000分の4) 追加設定の場合は不動産一物件につき1,500円